

下水道等使用料の見直し（案）パブリックコメントの結果について

受付期間：令和7年3月1日（土）～令和7年3月31日（月）

ご意見：21件

※意見の概要につきましては、要約していますのでご了承ください。

また、同様の内容については、意見を集約させていただいています。

意見の概要	町の考え方
独立採算を原則とする公営企業では維持管理費は100%使用料収入で賄うことが望ましいとされていることから、維持管理費を使用料で賄えるよう使用料を改定し改定率（案）の1.51倍とすることは妥当であり、町民の公平性担保の面でも望ましい。	将来にわたり下水道事業の安定経営を行うためには、財政基盤の強化を図り、下水道施設の適正な維持管理と更新を計画的に行っていくことが重要です。下水道事業経営戦略を定期的に見直し、効率的な事業運営と経営の健全化に努めてまいります。
昨今の物の値上げで大変家計が圧迫されている。現状の上下水道代も決して安くはないので、強く反対を申し上げる。	今回の下水道使用料の見直しは、汚水処理に係る維持管理費を下水道使用料で賄えないことから行うものです。 地方公営企業法第21条には、「料金は公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」と規定されており、下水道等の事業は独立採算の原則から、受益者の使用料により維持管理費を賄う必要があります。現状使用料収入で賄うことのできない維持管理費を、町の一般会計から補填している状況が続いているため使用料の見直しを進めるものです。使用者の皆様には、ご理解いただきますようお願いいたします。
維持管理のためか、毎日のように処理施設に業者が来ているが、頻繁に見守らなければならないのか。	中部浄化センターについては、処理区域が広く処理の状況について、日常的に点検管理する必要があるため常駐しております。また、必要最小限の人員配置により、管理業者が維持管理を行っております。なお、上多度浄化センター及び大場平東コミュニティ・プラントについては、点検管理について週1回行っています。
管理業者の適正な選定及び経費の削減などについて精査してほしい。経費の削減に努めたうえでの値上げなのか。	下水処理場の管理業者は、必要な資格や専門的知見を有した事業者管理を委託しております。また、下水道等事業では人件費の削減や、日常の点検・修繕による延命化を行うことで経費の削減に取り組んでおります。使用料の収納率向上にも努めており、現状の収納率は99%以上となっております。 しかしながら、昨今の人口減少による使用料収入の減少と物価上昇等による維持管理費の増加は、経費削減などでできる最大限の対処を行ったうえでも、使用料で維持管理費を賄うことができないため、この度の下水道等使用料の見直し（案）を皆様にお示ししたものです。

上多度地区の農業集落排水事業について、事業開始当時の説明会では笠郷地区の懐・構・三ツ屋地区・東部中学校も加入推進していくとの話であったが、現状では何ら進捗していない。行政の怠慢ではないか。	平成２年度に策定した養老町下水道基本構想では、本町全域を中部、北部、西部、南部の４処理区に分け、上多度地区は南部処理区に位置付け、特定環境保全公共下水道として設定しておりました。その後、南部処理区は農業集落排水に変更され、平成９年度に町が養老町農業集落排水処理区設定経済性評価検討業務にて各処理区のエリアを経済比較しました。その結果、上多度処理区（田・有尾・横屋）を含む南部処理区は１２処理区に分ける案が適切であるとの結論になり、平成１０年度の地元説明会では、上多度処理区（田・有尾・横屋）を一つの処理区として事業を行うことをご説明しました。その後、笠郷の一部を含む処理区を合併処理浄化槽で進めることになりました。平成２９年度に岐阜県より、各市町村に污水处理施設整備構想の策定依頼があり、上下水道事業経営審議会において今後の下水道整備構想について諮問し、その答申を踏まえ、以降において下水道整備区域のエリアを拡張しない決定を致しました。また、平成３０年度に下水道整備区域の拡張について事業推進を行わないと方針転換したため、今後は対象エリアを拡大する予定はありません。
使用料見直しに関して、令和元年に検討・諮問されている例もあり、町として最悪の社会状況の中なぜ今なのか、もっと早く下水道使用料改定についての諮問すべきではなかったのか。	平成２９年１２月に開催された、上下水道事業経営審議会において、今後については概ね５年ごとに下水道使用料の適正について審議することと議論されました。令和５年度に内部で調査を行い、令和６年度に審議会へ諮問を行ったものです。
今回の改定率１．５１倍は全国的にも高率で多くの改定率が１．２０～１．３０であるが、乱暴ではないか。	当町は下水道の供用区域と合併浄化槽の対象区域があり、上下水道事業経営審議会では、それぞれの立場からの意見を聴取いたしました。その中で、独立採算を原則とする公営企業として将来への負担を先送りすることなく、安定した下水道事業を続けていくために受益者負担の原則から改定率１．５１倍は妥当であるという結論に至ったものです。使用者の皆様には、ご理解いただけますようお願いいたします。
下水道使用料改定には理解するが、激変緩和の為段階的な改定を求めます。	今回の下水道等使用料の見直し（案）につきましては、令和１０年度までの健全経営を持続するための試算を基に、上下水道事業経営審議会において、独立採算を原則とする公営企業として将来への負担を先送りすることなく、安定した下水道事業を続けていくためには受益者負担の原則から改定率１．５１倍は妥当であるという結論に至ったものです。使用者の皆様には、ご理解いただけますようお願いいたします。
高齢化世帯・単身世帯などへの配慮が必要ではないか。	公営企業である下水道事業は、サービスの利用者にお支払いいただいた使用料によって事業運営に必要な経費を賄う、独立採算が原則とされています。特定の利用者への下水道使用料を減額すると、減収分を他の利用者に転嫁することになるため、減免制度の創設は予定しておりません。
審議会委員構成について、委員の構成に「学識経験者を有する者」の該当者が入っていないように思うが、委員の選任経過説明を求める。	独立採算を原則とする公営企業として今回の使用料改定の検討にあたり、学識経験者として公認会計士に意見を聴取し、受益者負担の原則から令和１０年度までの健全経営を持続するための試算をもとに改定率等を算出しました。今後の審議会委員には大学教授等の学識経験者にも入っていただく予定です。 現委員の選任につきましては、町内における上下水道の受益者の代表として各種団体の代表および、関係区長の中から選任しています。
関係地区への住民説明会を開催する予定はあるのか。	今回の下水道等使用料の見直し（案）は、審議会でも審議していますが、さらに広く町民の意見を聴取し、透明性と公平性を確保するために、パブリックコメントを実施しました。改めての住民説明会は予定しておりません。

人口減少が進んでいくと、3～4年ごとに使用料見直しが必要となることが目に見えている。農業集落排水事業としては、廃止も含めて中長期に至る構想を早急に町として示してほしい。	下水道事業では、町民生活の住環境を守るため、既存施設の維持・修繕を実施するなど適切な管理に努めるとともに、安定した事業運営を継続してまいりたいと考えております。令和6年度の上下水道事業経営審議会において、概ね5年を目安に使用料の適正化についての検討が必要であるとされております。社会情勢の変化に対応した、持続可能な運営について検討してまいります。
公営企業として独立採算が原則であり維持管理費は負担しなければいけないが、現状受益者負担の原則が十分に機能していないため使用料の見直しは必要だと考える。	今回の下水道等使用料の見直し（案）につきましては、令和10年度までの健全経営を持続するための試算をもとに算出されたものですが、今後につきましても概ね5年を目途に検討してまいります。
現在の経営状況を踏まえると、下水道事業の維持管理費が使用料収入だけでは賅えず、一般会計からの繰入金に依存している状況は長期的に持続可能とは言えない。受益者負担の原則の観点からも利用者が適正な負担をすることで、財政負担の公平性を確保することは重要である。今回の見直し案は将来的な設備更新費用を含めず、維持管理費を賅うための最小限の改定にとどめている点は住民負担を考慮した適切な対応であると評価できる。	今回の下水道等使用料の見直し（案）につきましては、事業の運営に必要な維持管理費を算出し反映させたものになります。今後人口減少が進んでいく中で、安定した事業運営を行っていくため、引き続き費用抑制に努めるとともに、事業運営の効率化を図ってまいります。
町税を財源とする一般会計からの繰入金が増えると、下水道を利用していない住民にも負担が広がるため、受益と負担の公平性が損なわれます。適切な料金改定により利用者が適正な負担を負う仕組みを確立することが望まれます。	下水道事業の公共性から公費負担すべき費用はありますが、使用料で賅うべき費用に対して一般会計からの繰入金として負担している状況は、受益者負担の観点から望ましい状況ではありません。今回の下水道等使用料の見直し（案）は受益と負担の公平性を保つために算出されたものになります。
下水道使用料の見直しに反対です。他の方法を時間をかけて探るべきだと思います。 基準外繰入に総務省から恫喝のような指摘を受けたのか？	本来、企業会計においては独立採算の原則から、受益者の使用料により維持管理費を賅うことが原則とされており、一般会計からの基準外繰入金については総務省の経営指標に示されています。下水道事業の公共性から公費負担すべき費用はありますが、受益者の使用料で賅うべき費用に対して一般会計からの繰入金を充当し続けることは、一般会計の財政運営を硬直させる要因の一つとなるとともに、繰入金という形で実質的に費用負担している状況は、受益者負担の観点から望ましい状況ではありません。これらの理由から、下水道等事業における使用料の適正化について、上下水道事業経営審議会において審議が行われ、使用料の見直しという結論に至ったものです。使用者の皆様には、ご理解いただきますようお願いいたします。
反対です。水道代が上がることも知らなかったの、町民全体がこの事を知っているのでしょうか？	今回のパブリックコメントにつきましては、下水道等使用料の見直し（案）に対するものとなります。
反対。いきなり値上げありきのやり方ではなく事前に広く町民の意見を聞き入れるべきではないか。	今回の下水道等使用料の見直し（案）については、審議会にて審議し、広く町民の意見を聴取し、透明性と公平性を確保するために、パブリックコメントを実施しました。
反対。ガス代や電気代、あらゆる物価が高騰している中で、現行使用料から約1.51倍は上げすぎです。	独立採算を原則とする公営企業においては、総務省の経営指針による下水道等使用料の改定率（案）により、安定した事業運営を継続することができると考えます。使用者の皆様には、ご理解いただけますようお願いいたします。